

## 長崎市新市立病院整備運営事業 実施方針 改定表

13 ページ

「ウ 建設業務を実施する者」の「長崎市制限付一般競争入札発注基準の総合数値が次に掲げる点以上であること。」の下の3行を以下のとおり改定します。

改定前	改定後
・ 建築一式工事 1,200 点 ・ かつ 電気工事 800 点 ・ かつ 管工事 820 点	・ 建築一式工事 1,200 点

(参考：改定後)

### ウ 建設業務を実施する者

建設業務を実施する法人は以下の要件を満たしていること。なお、建設業務を複数の法人で実施する場合には、及び、に示す要件については建設業務を担う者の代表者（主に建設業務を実施する者）が満たしていればよいものとする。

ただし、代表者以外の法人にあっては、それぞれの法人が担当する工事について、長崎市制限付一般競争入札発注基準の該当する工事の総合数値が、建築一式工事 900 点以上、電気工事 800 点以上、管工事 820 点以上であること。

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けていること。

長崎市制限付一般競争入札発注基準の総合数値が次に掲げる点以上であること。

・ 建築一式工事 1,200 点

建設業務のうち、建築一式工事を実施する者には、平成 10 年 4 月 1 日以降に完成した一般病床 300 床以上の免震構造の病院建物の建築一式工事の施工を元請として受注した実績を有していること。

応募者の構成員であること。

本事業における工事監理業務を実施する者でないこと。